

キからスについても該当する場合は、忘れずに記入してください。

あなたによって生計を維持していた配偶者または子が加給年金額対象者となる  
とき、または、配偶者によって生計を維持していたあなたが振替加算の対  
象者となる場合等に記入してください。

## 生計維持

七

◎ 生計維持証明

生計同一関係  
石の者は、請求者と生計を同じくしていたことを申し立てる。  
平成 10 年 4 月 23 日  
請求者 住所 杉並区高井戸西3-5-24  
氏名 年金太郎  
(職名)

氏名	続柄
年金花子	妻
年金次郎	三男

(注) 1 この申立ては、民生委員、町内会長、事業主、社会保険委員、家主などの第三者の証明に代えることができます。  
2 この申立(証明)には、それぞれの住民票の写しを添えてください。

収入関係  
1 請求者によって生計維持していた者について記入してください。  
(1) 配偶者について年取は、850万円未満ですか。はい( ) いいえ( )印  
(2) 子(名: 次郎)について年取は、850万円未満ですか。はい( ) いいえ( )印  
(3) 子(名: )について年取は、850万円未満ですか。はい( ) いいえ( )印  
(4) 子(名: )について年取は、850万円未満ですか。はい( ) いいえ( )印  
2 配偶者によって生計維持していた請求者について記入してください。  
年取は、850万円未満ですか。はい( ) いいえ( )印  
3 上記1および2で「はい」と答えた者のうち、その者の収入がこの年金の受給権発生当時以降おおむね5年以内に850万円未満となる見込みがありますか。はい( ) いいえ( )印

※確認印 \*社会保険事務所等の確認事項  
ア 健保等被扶養者(第三号被保険者)  
イ 加算額または加給年金額対象者  
ウ 国民年金保険料免除世帯  
エ 義務教育終了前  
オ 高等学校等在学中  
カ 源泉徴収票・非課税証明等

(注) 平成6年11月8日までに受給権が発生している方は、760万円未満)となります。 平成 10 年 4 月 23 日提出

記入例のようにあなたが申立てを行った場合、同居の事実を明らかにできる住民票が必要になります。

収入関係については生計維持があったことを証明する書類が必要になります。

## 年金と税金

支払われる年金額が一定額以上(65歳以上=178万円、65歳未満=108万円以上)の場合は、税金が差し引かれますが、裁定請求書の「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」欄に記入し、申告することにより各種の控除が受けられます。  
裁定請求書の「扶養親族等申告書の記入方法」をよく読んで忘れずに申告してください。

裁定請求者記入欄 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書 平成 10 年 4 月 23 日提出

1 扶養親族等の内訳

扶養親族等の種類	① 障害なし	② 障害なし	③ 障害なし	④ 障害なし	⑤ 障害なし	⑥ 障害なし	⑦ 障害なし	⑧ 障害なし	⑨ 障害なし	⑩ 障害なし	⑪ 障害なし	⑫ 障害なし
本人	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(フリガナ) 年金太郎  
(氏名) 年金太郎  
(住所) 168-8505 杉並区高井戸西3-5-24  
(自宅の電話番号) (03)-(3334)-3131

生年月日 130420  
明・大・期 年 月 日  
1 3 0 4 2 0

2 扶養親族等の状況  
(あなたに控除対象配偶者や扶養親族がなく、かつ、あなた自身が障害者、老年者のいずれにも該当しない場合は、下記事項は記入する必要がありません。)

区分	氏名	続柄	生年月日	所得の種類・金額	住 所 (別居の場合のみ)
控除対象配偶者	年金花子	妻	13-2-15	0円	
扶養親族	年金次郎	三男	60-8-31	0円	
	年金うめ	三女	44-11-3	0円	
障害者				円	

受給者本人が老年者の場合(65歳以上である方) 年間所得見積額 万円

(注) 交付されている身体障害者手帳等の種類、交付年月日及び障害の程度等を記入してください。

受給者以外の所得者から控除を受ける扶養親族等がある場合は、その者の氏名・生年月日等を記入してください。

(年金の支払者) 支出官 社会保険庁総務部経理課長

(注) この事例は今までの事例とは異なります。

1 「扶養親族の内訳」欄の①～⑫に「0」以外の数字を記入したときはその該当者の氏名、続柄、生年月日同居・別居の別、所得の種類、金額住所等を2「扶養親族等の状況」欄に記入してください。

障害者であるときは、障害の状況(交付されている障害者手帳等の種類、交付年月日、障害の程度等)を記入してください。

裁定請求書の各欄の記入もれはありませんか? もう一度お確かめください。

年金が決定(裁定)された後に、裁定請求書を提出された時点の記入もれの申し立てがありますと、既に支払った年金を調整する場合があります。もう一度裁定請求書の記載内容をお確かめください。